

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について

新型コロナウイルス感染症に伴う支援策として緊急小口資金等の特例貸付が設けられ、感染症の長期化に伴い申請期限が延長されてきたところですが、この度、貸付限度額に達していたり、総合支援資金の再貸付が受けられなかった困窮世帯について、国から「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」が支給されます。

なお、この給付金は福祉事務所設置自治体が実施主体とされており、速やかな事業の実施が求められています。

1. 事業内容

(1) 対象者

総合支援資金の再貸付を終了した世帯、又は再貸付について不承認とされた世帯であって、以下の要件を満たす世帯

①収入要件

市町村民税均等割が非課税となる収入額の 1/12 (非課税基準額) と生活保護の住宅扶助基準額の合計額 (収入基準額) 以下であること

	世帯人数	非課税基準額	住宅扶助基準額	収入基準額
出雲市 の場合	1人	78,000円	37,000円	115,000円
	2人	115,000円	39,000円	154,000円
	3人	140,000円	42,000円	182,000円
	4人	175,000円	45,000円	220,000円

②資産要件

世帯の預貯金の合計額が非課税基準額の6月分以下であること (ただし、100万円以下)

③求職活動等要件

公共職業安定所に求職の申込をし、求職活動を行うこと

(2) 支給期間

7月以降の申請月から3カ月間 (申請受付は8月末まで)

(3) 支給額

単身世帯	二人世帯	三人以上世帯
月額 60,000円	月額 80,000円	月額 100,000円

2. 事業費

(1) 支給見込み額 12,540千円

積算内訳	単身世帯	$60,000円 \times 3カ月 \times 14世帯 = 2,520千円$
	二人世帯	$80,000円 \times 3カ月 \times 13世帯 = 3,120千円$
	三人以上世帯	$100,000円 \times 3カ月 \times 23世帯 = 6,900千円$

(2) 財源

新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金 (国 10/10)